

## 山梨県就職支援サイト企業情報掲載事業実施要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、山梨県（以下「県」という。）が運営する「山梨県公式就職支援サイト やまナビ！」（以下「本サイト」という。）において、県内企業の情報を掲載する事業（以下「掲載事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

**第2条** 掲載事業は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 県内企業の採用活動及び情報発信を支援し、県内就職の促進を図ること。
- (2) 学生等の求職者に対し、県内企業に関する情報を集約して提供すること。

### (定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **掲載企業** 本サイトに企業情報を掲載する企業・団体等をいう。
- (2) **企業情報掲載** 本サイトに掲載企業の企業情報、採用情報、インターンシップ等情報、その他の情報を掲載することをいう。
- (3) **掲載料** 企業情報掲載に係る対価として掲載企業から徴収する料金をいう。
- (4) **利用契約** 県と掲載企業との間で締結する本サイトの利用に関する契約をいう。

### (利用契約の性質等)

**第4条** 前条第4号の利用契約は私法上の契約とし、同条第3号の掲載料は私法上の債権として取り扱うものとする。

### (基本方針)

**第5条** 掲載事業は、その公共性に鑑み、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮することを旨とし、次に掲げる基本方針に基づき実施する。

- (1) 県内就職の促進という公益目的を達成するため、広く県内企業に利用機会を提供すること。
- (2) 特定の企業を優遇することなく、公平かつ公正に運営すること。
- (3) 掲載企業及び求職者の双方にとって有益なサービスを提供すること。
- (4) 利用契約に基づく対等な関係を前提とし、掲載企業の自主性を尊重すること。
- (5) 個人情報保護法令その他の関係法令を遵守すること。

### (対象企業等)

**第6条** 掲載事業の対象となる企業・団体等は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 山梨県内に事業所（本店、支店、事業所、営業所その他これらに類するものをいう。）を有すること。
- (2) 山梨県内を就業地とする正社員の採用を予定していること。
- (3) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと、若しくは同条第2号に規定する暴力団員が役員でないこと、又は暴力団との密接な関係がないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業又は性風俗関連特殊営業を主たる業とする企業
  - イ 射幸心を著しく煽る遊技場を営む企業
  - ウ 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる業種を主たる業とする企業
  - エ 公序良俗に反する事業又は反社会的な活動を行っている企業
  - オ その他、掲載事業の社会的な信頼性を維持する上でふさわしくなく、県が求職者に紹介することが適当でないと認める企業
- (5) 本サイトの利用規約を遵守できること。
- (6) 県が行う採用者に関する調査や雇用状況の調査に協力できること。

### (掲載料)

**第7条** 県は、本サイトの運営に要する経費、施策効果、社会経済情勢、掲載企業数等を勘案し、第3条第3号の掲載料を定めるものとする。

2 掲載料の具体的な額は、毎年度作成する募集要領において定めるものとする。

### (募集方法等)

**第8条** 掲載企業の募集方法、募集期間、選定方法その他企業情報掲載に必要な事項は、別に定める募集要領において定めるものとする。

### (利用契約の締結)

**第9条** 県は、企業情報掲載を希望する企業との間で、本サイトの利用契約を締結するものとする。

- 2 利用契約の内容は、県が別に定める利用規約によるものとする。
- 3 前項の利用規約は、本サイト上で公開し、掲載企業が常時閲覧できるようにするものとする。

4 利用契約は、企業からの申し込みに対し、県が承諾の意思表示を行うことにより成立するものとする。

#### (契約の承諾)

**第 10 条** 県は、企業から前条第 3 項の申込みがあった場合において、第 6 条各号に定める要件の全てを満たすと認めるときは、同項の承諾を行うものとする。ただし、申込みの内容に虚偽又は不正があったときその他県が不適当と認めるときは、承諾しないことができるものとする。

#### (掲載料の請求及び収納)

**第 11 条** 県は、利用契約が成立した掲載企業に対し、掲載料を請求するものとする。

2 掲載企業は、県が指定する期限までに掲載料を納付しなければならない。

3 掲載料の収納事務は、山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）に定めるところにより処理する。

#### (契約の解除)

**第 12 条** 県は、利用規約に定める事由が生じたときは、利用契約を解除することができるものとする。

2 掲載企業は、利用規約に定める手続きにより、利用契約を解除することができるものとする。

#### (掲載料の返還)

**第 13 条** 既に納付された掲載料は、返還しない。ただし、県の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合は、この限りでない。

#### (県の責務)

**第 14 条** 県は、本サイトの安定的な運営に努めるとともに、掲載企業に対し適切な情報提供及び支援を行うものとする。

2 県は、本サイトの運営に関し、システム障害その他やむを得ない事由により一時的に本サイトの公開その他のサービスを停止しようとするときは、あらかじめその旨を掲載企業に周知するものとする。

#### (個人情報の保護)

**第 15 条** 県は、掲載事業の実施に当たり知り得た掲載企業及び求職者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、適切に管理するものとする。

**(継続利用の確認)**

**第16条** 県は、毎年度、掲載企業に対して、次年度における利用継続の意思を確認するものとする。

2 掲載企業は、前項の確認に対し、県が定める期限までに、継続の意思の有無を回答しなければならないものとする。この場合において、当該期限までに回答がないときは、継続の意思がないものとみなし、利用契約は終了するものとする。

**(掲載事業の見直し)**

**第17条** 県は、掲載事業の効果、社会経済情勢の変化等を踏まえ、定期的に掲載事業の内容を見直すものとする。

**(補則)**

**第18条** この要綱に定めるもののほか、掲載事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附則**

**(施行期日)** この要綱は、令和8年1月8日から施行する。